

■ 緊急事態宣言を踏まえ障害年金一時差し止め要件が緩和

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を踏まえ、厚生労働省は 1 月 15 日、障害年金支給一時差し止めの要件を緩和する通知を出しました。

障害年金を受給している人は、提出期限までに障害年金診断書を年金機構に提出する必要があります。期限までに提出しなかった場合は、受給中の障害年金は一時差し止められます。

障害年金診断書の作成可能期間は 3 カ月間とされていますが、緊急事態宣言（期間：2021 年 1 月 8 日～同年 2 月 7 日）の対象地区に居住する人や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する人が、医療機関を受診できず、通常の手続きを行うことができない場合が想定されます。

そこで、次のとおり、障害年金診断書の提出について、特例措置が講じられることになりました。

▼提出期限が令和 3（2021）年 2 月末日の人

令和 3（2021）年 3 月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の一時差し止めは行わない。

▼提出期限が令和 3（2021）年 3 月末日の人

令和 3（2021）年 4 月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の一時差し止めは行わない。

また、これらの措置の対象者で、障害状態により年金額が改定又は支給停止となる場合は次のとおりになります。

▼増額改定の場合

増額改定は、提出期限の属する月の翌月分から行う。

▼減額改定または支給停止の場合

減額改定又は支給停止は、一時差し止め猶予期限の翌日から起算して 3 カ月を経過した日の属する月分から行う。

(問合せ先：最寄りの年金事務所や年金相談センター)

■ 2021 年度年金額は引き下げ 保険料は引き上げに

厚生労働省は 1 月 22 日、2021 年度の年金額について 2020 年度から 0.1%引き下げると発表しました。2017 年度以来、4 年ぶりのマイナス改定です。

障害基礎年金 2 級および老齢基礎年金（満額）を受給している人は、月額 6 万 5,075 円（66 円減）へ減額されます。国民年金保険料については、70 円増え月額 1 万 6,610 円へ引き上げられます。

国民年金任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金を受けられない障害者の救済制度「特別障害給付金」、および年金生活者支援給付金については、2020 年の物価変動率に基づき改定は行われず 2020 年度と同額となります。なお改定された年金額は、4 月（6 月支払い分）からです。

2021 年度の年金額等

国民年金（基礎年金）		月額
老齢基礎（満額）		6万5,075円
障害基礎(2級)		
障害基礎(1級)	(2級の1.25倍)	
国民年金保険料		
月額		1万6,610円
特別障害給付金		月額
2級		4万1,960円
1級		5万2,450円
年金生活者支給金		
老齢年金生活者支給給付金		5,030円*
障害年金生活者支給給付金	2級	5,030円
	1級	6,288円

\* 基準額であり保険料納付済期間等に応じて算出